

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋浩行

一 許可番号

平成二十八年八月二十二日

指令川建セ第二八〇〇一九〇号

二 検査済証番号

平成二十九年五月十日

川建セ第二九〇〇〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字木ノ下千番二一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市大字北峰字大河原八番七

社会福祉法人 ありす福祉会 理事 宮倉 裕二